

立憲 森裕子 公選法&政治資金規正法抵触疑惑

一面新聞

令和3年
4月2日(金)

発行者
DAPPI



第173号



そうですね。

私は、自分自身の選挙の後、「当選祝賀会その他の集会」を開催したことは一度もありません。

何故ならば、公職選挙法第178条5号で禁止されているからです。

Ceylon Tea @jdgwpqj56i · 3月30日

ある雑誌が、森ゆうこ議員の公職選挙法違反と見られる行為を発見したとしている。
公職選挙法第百七十八条では
「当選祝賀会その他の集会を開催すること」ができないと記載されている。
話題の森ゆうこ議員の画像では本人が集会を開催したか否かは分からない。
そこまで情報を掴んでから騒いでほしい。

午後9:11 · 2021年3月30日 · Twitter Web App

公職選挙法178条5号

何人も選挙期日後は選挙人に対して、
当選又は落選に関する挨拶をする目的で
当選祝賀会その他の集会の開催できない

立憲民主党 森裕子副代表は自らのFBに祝勝会・当選報告会の証拠写真を掲載しつつ

『私は自分自身の選挙後に当選祝賀会を開催したことは一度もない』と主張。

また上記、写真の祝勝会・当選報告会は収支報告書に記載がないとの指摘も
公職選挙法違反と政治資金規正法違反の疑いがある森裕子は逃げずに説明責任を果たすべき。

報道回想録

虎ノ門ニュース(2021年3月30日 DHCテレビ)
最高裁「植村隆の慰安婦記事は捏造」



3月30日に放送された虎ノ門ニュースで現代朝鮮研究者で救う会会長でもある麗澤大学客員教授の西岡力氏が「地裁・高裁・最高裁も植村隆が朝日新聞に載せた慰安婦記事は捏造と判断した。だから皆さんも『植村隆の慰安婦記事は捏造！』と呼んでもいい！」と声高に主張した。

また西岡氏は「朝日新聞は“最高裁が植村隆の慰安婦記事は捏造”と判決されたことを他人事のように小さく報道したが朝日は当事者なのだから大きく報じるべき。そもそも最高裁・高裁も“植村隆の記事は捏造との指摘は真実”と認めたのに、記事では“真実相当”と捏造報道した。朝日は慰安婦報道検証記事で『植村隆は事実を捻曲げてない』と主張してたが、最高裁は捏造と判断した」と問題の当事者である朝日新聞の他人事に振舞っていることに激怒した。

尚、西岡氏は週刊文春などで「植村隆が朝日新聞に掲載した慰安婦記事は捏造記事と言っても過言ではない」などと批判したことで、植村隆氏から名誉棄損で訴えられるも最高裁は「植村隆は意図的に事実と異なる記事を書いたと認められ、西岡氏の論文の記述は重要な部分について真実性の証明がある」と指摘し、2021年3月11日付で植村隆の敗訴は確定した。

注目のインターネット情報

白を切るNHK



青山繁晴「【端島(軍艦島)炭鉱は禪で腹ばい狭い空間でツルハシを使う】という“NHKの緑なき島の映像”が徴用工の証拠として韓国に利用されてるが、保安規定や元島民証言からもあり得ない。なぜ映像と現実が食違う？」

NHK会長「別炭鉱の映像という証拠はない。端島の映像では？」

白を切るNHK
#kokkai



2021年3月30日(参議院 総務委員会)